

緑と水辺の基金運営委員会設置要綱

(設 置)

第1条 緑と水辺の基金条例(昭和59年千葉市条例第26号)に基づき設置された緑と水辺の基金(以下「基金」という。)の有効かつ適切な運用を図るため、緑と水辺の基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、基金の運用について協議する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は都市局長の職にある者を、副委員長は公園緑地部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 総務部長

(2) 総合政策部長

(3) 財政部長

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、その議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員長が特に必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会内に、委員会の指示により必要な事務を行う幹事会を置く。

2 幹事長は、緑政課長の職にある者をもって充てる。

3 幹事は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務課長
- (2) 政策企画課長
- (3) 資金課長

4 幹事会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市局公園緑地部緑政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和59年12月1日より施行する。

附則

この要綱は、昭和61年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、昭和62年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成4年7月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成9年8月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。